一般構造用炭素鋼鋼管

特 徴

一般構造用炭素鋼鋼管は農業用骨材、型枠仮設補強、足場用また、各種工作用の資材として使用されます(JIS G 3444)。
鋼管への孔開けや曲げ、絞りなどといった加工もお客様のニーズに合わせて行っています。
また、令和3年1月より一般構造用炭素鋼鋼管(JIS G 3444)製品についてJIS認証機関よりJIS製品と認定されましたので、
今後は幅広い分野で、使い勝手の良い鋼管製品の製造を行っていきます。

製造方法

鋼板メーカーから仕入れた薄板を必要幅に合わせてカット(スリット)した薄板が原材料となります。
薄板を徐々に曲げ、パイプ状に加工し、パイプの縁を電気抵抗によって溶接し、形を整えます。
最後に形状を整える工程でより円形になるように仕上げを行います。

製品寸法

規格寸法	単重 (kg/本)	結束本数 (本/束)
φ42.7×2.3×6,000	13.7	79
φ42.7×2.3×6,100(SW)	14.0	79
φ48.6×2.3×4,000	10.5	50
φ48.6×2.3×6,000	15.8	50
φ48.6×2.3×6,100(SW)	16.0	50
φ48.6×2.4×6,000※	16.4	50
φ50.8×2.3×7,000※	19.2	—
φ60.5×3.2×7,000※	31.6	—

・在庫品はGIのみ　・SD、黒も生産可能(受注生産)
・※は受注生産
・製品長さは調整可能

※表はGI製品の数値

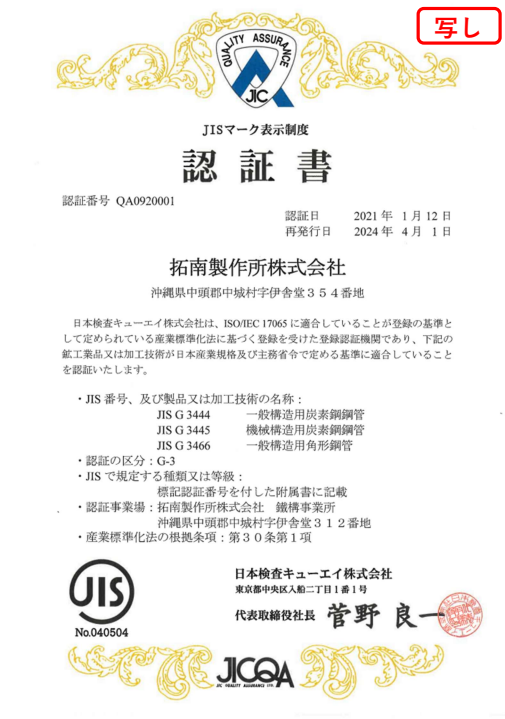
写し

JISマーク表示制度

認 証 書

認証番号 QA0920001

認証日　2021 年 1 月 12 日
再発行日　2024 年 4 月 1 日

拓南製作所株式会社
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂３５４番地

日本検査キューエイ株式会社は、ISO/IEC 17065 に適合していることが登録の基準として定められている産業標準化法に基づく登録を受けた登録認証機関であり、下記の鉱工業品又は加工技術が日本産業規格及び主務省令で定める基準に適合していることを認証いたします。

・JIS 番号、及び製品又は加工技術の名称：
JIS G 3444　一般構造用炭素鋼鋼管
JIS G 3445　機械構造用炭素鋼鋼管
JIS G 3466　一般構造用角形鋼管
・認証の区分：G-3
・JIS で規定する種類又は等級：
標記認証番号を付した附属書に記載
・認証事業場：拓南製作所株式会社　鐵構事業所
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂３１２番地
・産業標準化法の根拠条項：第３０条第１項

No.040504

日本検査キューエイ株式会社
東京都中央区入船二丁目１番１号
代表取締役社長 管野 良一

JIS認証書

加工種類

一般構造用炭素鋼鋼管　加工種類	
絞り加工	端部ツブシ加工
寸法切り	端部ツブシ穴加工
孔開け加工	パイプ曲げ加工

※表に記載された加工を施した製品に関しては、
JIS相当品(JIS外製品)となります。

製品在庫

拓南製作所株式会社　〒901-2403　沖縄県中城村字伊舎堂354
TEL (098)895-6455　FAX (098)895-5515

表面処理種類

規格番号	規格名称	表面処理略号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材　(SS400)	—※
JIS G 3302	溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯	GI
JIS G 3321	溶融55%アルミニウム一亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯(ガルバリウム)	GL
JIS G 3323	溶融亜鉛ーアルミニウムーマグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯 (スーパーダイマ®)　　スーパーダイマ®は日本製鉄の登録商標です。	SD

※表面処理なし：黒

表面処理の付着量と表示記号

表面処理記号	GI			GL	SD
付着量表示記号	Z18	Z22	Z27	AZ150	K27
最小付着量 (両面合計)	180	220	275	150	275
相当めっき厚さ(mm)	0.034	0.043	0.054	0.054	0.068

製品規格

項目		許容差	項目		許容差
外径	50ｍｍ未満	±0.5mm	厚さ	4ｍｍ未満	+0.6mm
	50ｍｍ以上	±1%			-0.5mm
外観	管は、実用的にまっすぐ、かつ、その両端が管軸に対して直角でなければならない。 また、管の内外面は仕上げが良好で、かつ、使用上有害な欠点があってはならない。				

機械的性質

※D＝管の外径

種類の記号	引張試験			曲げ試験		へん平試験
	降伏点 N/mm²	引張強さ N/mm²	伸び %	曲げ角度	内側半径	へん平高さ
STK400	235以上	400以上	23以上	90°	6D	2/3D
STK490	315以上	490以上		90°	6D	7/8D

※種類の記号に「M」のついている製品はJIS製品ではなく、JIS製品と同等の機械的性質を保持する「JIS相当品」となります。(例：STK400M・STK490M)

※外径40mm以下の管については、伸びは規定しない。

※曲げ試験は任意試験となっているため、注文がある場合に実施します。